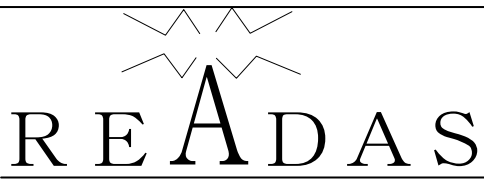


第 5601 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 11月29日 火曜日
----------------	---	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 市の空家等除却支援事業補助金を受けた場合

Q：市の空家の除去に伴って交付される補助金を、空家の所有者の親族が受けた場合、どのような取扱いになりますか？

A：総収入金額から控除することができません。

【解説】

老朽化した家屋等の除却を行う場合に、市が補助金を交付する場合があります。この補助金についての取扱いが、先ごろ、国税庁の文書回答事例で、明らかにされました。

それによりますと、所得税法第44条《移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入》では、個人（居住者）が、国又は地方公共団体からその行政目的遂行のために必要な「その者の資産」の移転、移築、除却などの一定の行為（資産の移転等）の費用に充てるために補助金の交付を受けた場合において、その交付を受けた金額をその交付の目的に従って資産の移転等の費用に充てたときは、その費用に充てた金額は、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない旨を規定していますことから、この取扱いの適用を受けるには、「その者の資産」でなければなりません。したがって、補助金の交付を受け、補助事業を行う者（補助事業者）が、補助対象空家等の所有者である場合は、この取扱いが適用され、補助対象空家等の所有者の親族である場合には、この取扱いが適用されず、総収入金額から控除することはできないこととなります。

